



# 何が変わるの？

# 4月1日(金)から 成年年齢が18歳に!

責任は  
どうなるの？

何ができる？

何に注意が  
必要？

広報広聴課 TEL775-4918・FAX776-8873

民法の定める成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が、4月1日から施行されます。成年年齢の変更は、明治9年以來、約140年ぶりです。

これから成年になる高校生に、疑問に思うことを聞いてみました。何が変わるのか、どのようなことに注意が必要かを正しく理解し、若者の明るい未来につなげていきましょう。



## なぜ成年年齢を18歳にするの？

既に選挙権の年齢が18歳になるなど、18・19歳の人にも、国政上の重要な事項の判断に参加してもらうための政策が進められてきました。また、世界的に見ても多くの国が18歳を成年としており、若者の社会参加を促すことは世界的な潮流です。成年年齢の引き下げには、若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促す意図があります。



## 私が成年になるのはいつ？

4月1日の時点で、18・19歳の方は4月1日の施行日が、平成16年4月2日以降に生まれた方は、18歳の誕生日が成年になる日です。

4月1日時点の年齢(生年月日)	成年になる日
19歳(平成14年4月2日～平成15年4月1日)	4月1日
18歳(平成15年4月2日～平成16年4月1日)	
17歳以下(平成16年4月2日以降)	18歳の誕生日



## 何が変わるの？

成年になるとさまざまな事が自分で決められるようになります。その反面、自分の行動に責任を持つことにもなります。

### 18歳から(例)

- 契約(携帯電話の契約・ローンを組む・クレジットカードをつくる・一人暮らしの部屋を借りるなど)が1人でできる ※契約先によってはできない場合があります。
- 有効期間が10年のパスポートやマイナンバーカードが取得できる
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取得できる
- 性同一性障害の人は性別変更の申し立てができる
- 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられる



## これまでと変わらないことは？

飲酒や喫煙、公営競技に関する年齢制限は、健康面への影響や非行防止、青少年保護などの観点から、これまでと変わらず20歳です。

### 18歳から(例)

- 選挙での投票
- 普通自動車免許の取得
- 結婚(男性の場合)

### 20歳から(例)

- 飲酒
- 喫煙
- 競馬・競輪・オートレース・競艇の投票権(馬券など)を買う
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得
- 国民年金の加入義務



## 成人式はどうなるの？

上尾市では、引き続き20歳になる人を対象に式典を実施します。詳しくは下表をご覧ください。



令和4年の上尾市成人式

### 令和5年上尾市成人式(仮称)

生涯学習課 TEL775-9490・FAX776-2250

時 令和5年1月8日(日) ※開催時間は右表のとおり  
 所 文化センター 対 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれで、市内に在住の人 ※12月上旬(予定)に案内状を郵送します。市外に在住で、以前上尾市に住んでいて参加を希望する人は、生涯学習課に連絡してください。

	と き	学校区
第1回	10:20～11:15	太平中、大石中、南中、大谷中
第2回	12:25～13:20	上平中、西中、大石南中、瓦葺中
第3回	14:30～15:25	上尾中、原市中、東中

#### 新名称の募集

成年年齢が18歳となったことから、式の新たな名称を募集します。

対 市内に在住の人 申 5月20日(金)まで(必着)に市ホームページの応募フォームまたははがきに新名称案、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を記入して、生涯学習課(〒362-8501本町3-1-1)へ



市ホームページ

#### スタッフの募集

式典の企画や当日の司会などに協力できるスタッフを募集します。

対 令和5年に成人式(仮称)を迎える人 申 5月27日(金)までに直接または電話で生涯学習課へ



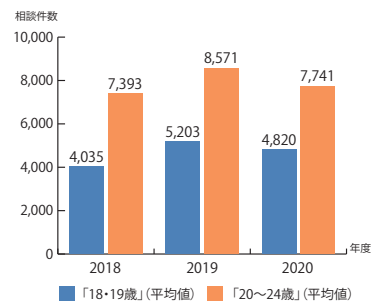
## 契約をするときはご注意を

消費生活センター TEL775-0800・FAX776-4600  
 相談専用電話 TEL775-0801

民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した時、「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。これは未成年者を保護するためのもので、未成年者の消費者被害を抑制する役割を果たしています。

4月1日から成年年齢が引き下げられることにより、18歳から「未成年者取消権」が行使できなくなるため、契約の知識や経験が少なく、保護がなくなったばかりの成年を狙う悪質な業者もいます。

消費者被害に遭わないために、契約に関する正しい知識・ルールを学び、契約が必要か検討する力を身に付けておくことが重要です。困ったときには、消費生活センターに相談してください。



出典：独立行政法人国民生活センター

#### ●消費者ホットライン

身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を案内します。

TEL188 ※相談は無料です。通話料が発生します。



#### ●日本司法支援センター(法テラス)

法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介します。

TEL0570-078374または、03-6745-5600(IP電話の場合)

(平日9～21時、(土)9～17時)

※相談は無料です。通話料が発生します。